「労働者派遣事業報告書」の記載例

「労働者派遣事業報告書」を作成する際には、様式の第10面以降にある記載要領と、本書をご確認ください。

【記載例の活用方法】

記載例と各欄のポイントを解説しています。解説をよく読み、必要箇所を漏れなくご記載ください。
また、本書の巻末には、FAQを掲載しております。労働局へ寄せられることの多い質問と回答になりますので、記載の参考にしてください。

【記載・提出の留意点】

・ この報告書では、【会社の事業年度】(第２面～第６面)及び【６月１日現在(※)の状況】(第７面～第９面)について、報告していただきます。

（※）【６月１日現在の状況】については、令和７年６月１日が日曜日に当たるため、６月２日（月）当日の派遣実績に基づいて記載してください。

・ この報告書は、事業所ごとに作成し、提出期間内に添付資料とともに提出してください。
なお、「提出期間」、「添付資料」については、次頁に掲載する 別表１「報告書の提出について」を必ずご確認ください。

・ 記載要領である 様式第11号 第10面から第14面 の提出は不要です。

・ **「派遣実績がない場合」**でも、様式第11号 第１面から第９面 までの全てをご提出ください。
なお、各面の記載箇所は以下のとおりとなります。

第１面	：	**各項目の記載** 及び **余白に「派遣実績なし」**と記載
第２面	：	**（１）**①全労働者数、**（３）**請負事業の売上高〈※実績がある場合〉、**（５）**②労働者派遣契約の期間別件数〈※表の右端の箇所〉に○印をつける
第３～４面	：	**記載不要**（白紙で提出）
第５面	：	**（10）**マージン率等の情報提供の状況
第６面	：	**（11）**①キャリアコンサルティング窓口担当者の人数
第７～９面	：	６月２日現在で派遣実績がない場合は、**余白に「派遣実績なし」**と記載

・ 各種様式については、厚生労働省ＨＰからダウンロードすることができます。
最新の様式をダウンロードしてご使用ください。
なお、厚生労働省HPには、入力支援機能がついたファイルも掲載しています。
あわせてご活用ください。

<掲示場所>
厚生労働省ＨＰ＞ホーム＞政策について＞分類別の政策一覧＞雇用・労働＞非正規雇用（有期・パート・派遣労働）＞労働者派遣＞労働者派遣事業についてのその他の情報はこちら＞労働者派遣事業関係業務取扱要領・様式・各種報告書

令和７年５月22日（木）に、
事業報告 と 労使協定　のオンラインセミナーを
開催します。是非ご参加ください！
詳しくは、同封の案内をご覧ください！！

別表１「報告書の提出について」

様式名	労働者派遣事業報告書（様式第11号）…**正本１部、写し２部**
添付資料	【全事業所共通】 ・提出書類チェックリスト（案内とともに送付しております） 【派遣に係る労使協定を締結している場合】 ・提出日現在有効な 労使協定書 …**写し２部** ・労使協定で参照する就業規則や賃金規程等の**該当部分** …**写し２部**
提出期間	**令和７年６月２日（月）～令和７年６月30日（月）**（厳守）
報告対象期間	年度報告 (第２面～第６面) → 各事業所の**事業年度**(注１) ※別表２参照
	６月１日現在の状況報告 (第７面～第９面) → **令和７年６月２日現在の状況** 《注意》令和７年６月１日は日曜日に当たるため、６月２日(月)当日の派遣実績に基づいて記載をします。
報告単位	事業報告書は、「事業所」ごとに作成していただく必要があります。

(注１)令和６年６月以降に新規許可を受けた事業所については、許可日から決算期末日までが報告対象期間となります。
ただし、許可日以降、令和７年５月31日までに決算期を迎えていない場合は、記載いただくのは令和７年６月１日現在状況報告(第１面、第７面～第９面)のみとなります。(様式の提出は第１面から第９面までの全て必要です。)

別表２「報告対象期間について」

決算月	報告対象期間		
１月	令和６年２月１日	～	令和７年１月31日
２月	令和６年３月１日	～	令和７年２月28日
３月	令和６年４月１日	～	令和７年３月31日
４月	令和６年５月１日	～	令和７年４月30日
５月	令和６年６月１日	～	令和７年５月31日
６月	令和５年７月１日	～	令和６年６月30日
７月	令和５年８月１日	～	令和６年７月31日
８月	令和５年９月１日	～	令和６年８月31日
９月	令和５年10月１日	～	令和６年９月30日
１０月	令和５年11月１日	～	令和６年10月31日
１１月	令和５年12月１日	～	令和６年11月30日
１２月	令和６年１月１日	～	令和６年12月31日

様式第11号（第１面）　　（日本産業規格Ａ列４）

いずれも『許可証』で確認する

許可番号	派06-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成28年10月1日

労働者派遣事業報告書　（年度報告）（６月１日現在の状況報告）

派遣実績がない場合、余白に「実績なし」と記載する。

令和7年6月10日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

法人名 ＋ 代表者役職・氏名

提出者　株式会社 山形労働局
代表取締役　山形　労働

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第１項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな） 1　氏名又は名称	かぶしきがいしゃ　やまがたろうどうきょく 株式会社 山形労働局　『登記事項証明書』の表記に合わせる。		
2　住　所	〒（990-8567） 山形県山形市香澄町三丁目２番１号　山交ビル３階　（023）676 － 4618		
（ふりがな） 3　代表者の氏名 （法人の場合）	やまがた　ろうどう 山形　労働	役　名 代表取締役	
（ふりがな） 4　事業所の名称	かぶしきがいしゃ　やまがたろうどうきょく　ひのきちょうえいぎょうしょ 株式会社　山形労働局　桧町営業所　『許可証』の表記に合わせる。		
5　事業所の住所	〒（990-0813） 山形県山形市桧町二丁目６番13号　（023）684 － 1521		
6　大企業、中小企業の別	1　大企業　　②　中小企業		
7　産業分類	名称：受託開発ソフトウェア業	分類番号：3911	・会社の主たる事業を記載する。 ・総務省「日本標準産業分類」で記載する。
8　事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和6年4月1日　～　令和7年3月31日		
9　民営職業紹介事業との兼業	①　有	06-ユ-000000	・報告書内で「報告対象期間」と呼ばれる。 ・６月１日から遡って直近の決算期を指す。 ・許可取得後初めての報告↓ 許可日　～　直近決算期末日 ・許可取得後に決算期未到来の報告↓ 許可日　～　（空欄）
10　親会社の名称	株式会社　厚生労働省		
①労働者派遣事業の許可番号	派13-000000	②日 13-ユ-000000	
11　請負事業の実施	①　有　　2　無	うち構内請負の実施：①　有　　2　無	
12　備考	【担当者】総務部総務係長　需調　一郎 023-000-0000		・請負として受注しているものがあれば「有」 ・構内請負 ⇒ 製造業務において発注者の事業場内で作業する請負

※労働局記入欄

本報告における担当者の役職、氏名、電話番号を記載する。

（R5.12）

様式第11号（第２面）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ⅰ　年度報告

（１）欄 ⇒ **報告期間末日現在**の実人数
（２）～（８）欄 ⇒ **報告期間を通じて**の金額、件数、人数

（１）派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が１年以上の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が１年未満の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者
①全労働者 **必須**	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	0				
⑥登録者　※	0	—	—	—	—

（２）労働者派遣事業の売上高
40,000,000

（３）請負事業の売上高
10,000,000

・**事業所ごと**の売上高を記載する。
・**決算後の**売上高を記載する。
・**円単位で**記載する。

（４）海外派遣労働者数（実人数）
0

（５）派遣先に関する事項
①派遣先事業所数（実数）
8

・契約締結日が報告対象期間内の契約を計上する。
・一契約ごとの期間で区別するため、２か月契約を６回更新した場合は、
⇒ ◎「１月を超え２月以下」に「６」計上 が正しい
×「６月を超え12月以下」に「１」計上 は誤り

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	１日以下のもの	１日を超え７日以下のもの	７日を超え１月以下のもの	１月を超え２月以下のもの	２月を超え３月以下のもの	３月を超え６月以下のもの	６月を超え１２月以下のもの	１年を超え３年以下のもの	３年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15		5	3	1	1	10	15		

実績ない場合、この欄に「○」印を記載する。

（６）教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

		教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の内容	教育の方法の別 １ 座学・２ 実技	教育の実施主体の別 １ 事業主・２ 派遣先・３ 教育機関・４ その他	受講した派遣労働者数	１人当たりの平均実施時間
イ	5		腰痛防止教育	1	1	10	1
ロ	6		整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	10	1
ハ	7		危険予測訓練	1	2	10	2
ニ							
ホ							

・労働安全衛生規則第35条第１項各号のうち該当する番号を２つまで記載する。
・番号と内容の関係は、事業報告の案内に添付したFAQにも説明あり。
・「５」「６」「７」は実施が義務づけられたものであることに注意する。

③主な派遣先事業主（取引額上位５社）

氏名又は名称	所在地
株式会社A	山形県山形市
B株式会社	山形県天童市
有限会社C	山形県酒田市
●●市役所	山形県●●市
D有限会社	山形県米沢市

・**事業主別**の売上高上位５社を記載する。
・同一事業主の複数の事業所への派遣は合算する。
・所在地は**市区町村名まで**記載する。

②その他の教育訓練（①及び（11）に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別 １ OJT・２ OFF-JT	訓練の実施主体の別 １ 事業主・２ 派遣先・３ 訓練機関・４ その他	訓練費負担の別 １ 無償（実費負担なし）・２ 有償（実費負担あり）・３ 有償	賃金支給の別 １ 有給（無給部分なし）・２ 有給（無給部分あり）・３ 無給	１人当たりの平均実施時間
イ	コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ						
ハ						

①の安全衛生教育にも、(11)のキャリアアップに資する教育訓練にも該当しない教育訓練を実施した場合に記載する。

（７）紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数（人）
5	4	4	2

【対象派遣労働者】
同じ職場への派遣期間の見込みが、表の各期間に該当する者のうち、派遣期間終了後も継続して就業を希望する（退職しない）者
【対象外】
・無期雇用の労働者　・60歳以上の労働者　・派遣終了後退職を希望する者

【第２号の措置】
有期雇用の派遣労働者を無期雇用に転換し、派遣を継続した場合を含む。
【第３号の措置】
有期雇用の派遣労働者を無期雇用に転換し、派遣以外の仕事に就かせた場合のみ。
派遣を継続した場合は、第２号の措置を講じたことになる。

（８）雇用安定措置（注

期間	対象派遣労働者数	第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第４号の措置（その他の措置）を講じた人数			第１号から第４号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
							教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※２）	左記以外のその他の措置		
計	30	4	3	15	5	8	6	2		2	
３年見込み	3	2	2	1		1					
２年半から３年未満見込み	5	1		2	1	1	2			1	
２年から２年半未満見込み	3			2	1	1	1				
１年半から２年未満見込み	5			2		2	1	1		1	
１年から１年半未満見込み	4			2	1	1	1	1			
１年未満見込み（※１）	10	1	1	6	2	2	1				

「期間」の考え方などは、巻末FAQを参照してください。

【縦の計算】
一番上の段が、必ず合計になる。
【横の計算】
同一の対象者に対して複数の措置を講じる場合があるため、合計にならない可能性がある。

【３年見込み】
なんらかの措置を講じる必要がある。
【上記以外】
労働者が同一の派遣先への派遣継続を希望し、契約更新した場合を含む。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第３面）

派遣実績がない場合は、**白紙で提出する。**

（９）派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）に関する事項

一人の派遣労働者が複数の業務に従事している場合は、**主たる業務の欄**に記入する。

①　業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000	14,000	13,000	13,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000	20,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12 −1 医師								
12 −2 薬剤師								
12 −3 歯科医師、獣医師								
13 −1 看護師								
13 −2 准看護師								
13 −3 保健師、助産師								
14 −1 診療放射線技師								
14 −2 臨床検査技師								
14 −3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家，記者，編集者								
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者								
23 音楽家，舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

【全業務平均の算出方法】
本表に記載した 金額の合計 と 業務の数 で単純平均する。

業務ごとの金額の合計 ／ 記載した業務の数 ＝ 全業務平均（小数点以下四捨五入）

【計算の例】※派遣料金（左の欄）の場合
派遣労働者平均　18,667円　（30,000+12,000+14,000）/3 ≒ 18,666.66…円
無期雇用派遣労働者　22,000円　（30,000+14,000）/2 = 22,000円
有期雇用派遣労働者　20,500円　（29,000+12,000）/2 = 20,500円

【派遣料金の算出方法】
業務ごとに、１日(８時間)あたりの派遣料金を算出する。

【派遣料金(税込)】の年間総額 ／ その業務の派遣労働者の年間総労働時間 × ８時間

上記の計算を、
【有期派遣労働者ごと】【無期派遣労働者ごと】
【全派遣労働者】　で、それぞれ行う。

【賃金の算出方法】
業務ごとに、１日(８時間)あたりの派遣料金を算出する。

労働者に支払った【賃金】の年間総額 ／ その業務の派遣労働者の年間総労働時間 × ８時間

上記の計算を、
【有期派遣労働者ごと】【無期派遣労働者ごと】
【全派遣労働者】　で、それぞれ行う。

【総労働時間】
有給休暇分も含まれる。
【賃金】
給与、交通費、賞与など労働の対価及び諸手当を含む。
有給休暇分も含まれる。

様式第11号（第４面）

派遣実績がない場合は、**白紙で提出する。**

①　業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 50 生産設備制御・監視従事者								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 53 製品製造・加工処理従事者								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 57 製品検査従事者								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

「99分類不能の職業」に記載した場合は、**余白に具体的な業務内容を記載する。**

様式第11号（第５面）

第２面(１)⑤に日雇派遣労働者を計上している場合のみ、派遣料金及び賃金の記載が必要となる。

②　日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金（1日（８時間当たり）の額）	日雇派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	18,000
４－１　情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
４－２　機械設計			
４－３　事務用機器操作			
４－４　通訳、翻訳、速記			
４－５　秘書			
４－６　ファイリング			
４－７　調査			
４－８　財務			
４－９　貿易			
４－10　デモンストレーション			
４－11　添乗			
４－12　受付・案内			
４－13　研究開発			
４－14　事業の実施体制の企画、立案			
４－15　書籍等の制作・編集			
４－16　広告デザイン			
４－17　ＯＡインストラクション			
４－18　セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
４－19　看護業務			

令第４条業務

【全業務平均の算出方法】
令第４条業務(本表に記載あり) と それ以外の業務(本表に記載なし) の単純平均を算出する。

令第４条業務 と それ以外の業務 の合計額
令第４条業務 と それ以外の業務の数 の合計　＝　**全業務平均**

【計算の例】※派遣料金（左の欄）の場合
派遣労働者平均　　21,500円　(30,000+20,000+14,500）/3 = 21,500円
令第４条業務の日雇派遣労働者(表に記載あり)　　30,000円
令第４条業務以外の日雇派遣労働者(表に記載なし)１　　20,000円
令第４条業務以外の日雇派遣労働者(表に記載なし)２　　14,500円

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他（　　）	

・派遣法第23条第５項により、**マージン率等の情報提供が派遣元事業主に義務づけられている。**
・また、派遣法施行規則第18条の定めにより、**インターネットの利用による情報提供が必要**とされている。
・**派遣実績がない場合でも、情報提供が必要**である。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第６面）

・キャリアコンサルティングの窓口担当者は、派遣元事業主に設置が義務づけられている。
・詳細は、事業報告の案内に添付したFAQにも説明あり。

（11）キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1			1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

同数となる

・「【キャリアコンサルタント】以外の担当者」は、キャリアコンサルティングに関する職務経験や知見について、該当する項目に人数を計上する。

【職務経験あり】
・人事部門で３年以上の経験がある。
・過去にキャリアコンサルティングの経験がある。 など

【知見あり】
・経験はないが、キャリアコンサルティング等のの知識を有する。

・報告対象期間中の派遣労働者の人数を記載する。
・【全派遣労働者数】≧【実施を希望した人数】≧【実施した者の人数】

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	30	10	30	5	25	30	5	25

・１，２，３のうち、該当する区分番号に○をつける。
・作成、提出は番号ごとに行う。
　例：自社にフルタイムと短時間の派遣労働者がいる場合、第６面は２部作成する。
・該当のない区分の報告書は提出不要。

③ キャリアアップに資する教育訓練（１ フルタイム（１年以上雇用見込み）、２ 短時間勤務（１年以上雇用見込み）、３ １年未満雇用見込み）

報告対象期間中の人数

訓練の内容等	対象となる派遣労働者（上段）種別（１雇入時・２派遣中・３待機中・４入社○年目・５長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・６その他）（下段）対象となる派遣労働者数				（上段）実施時間の総計（受講者数×教育訓練１コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））（下段）受講者の実人数（各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと）				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	１年目	２年目	３年目	４年目以降	１年目	２年目	３年目	４年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1 対象労働者の種別				40 受講者の人数 × 訓練時間				1	1	1	1
	10 対象労働者の人数				10 受講者の人数				備考			
(ロ)												
									備考			
ロ 職能別												
(イ) システム設計・技能研修	2	2	4	4	40	40	20	20	1	1	1	1
	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(ロ) OA機器操作訓練	2	2	4	4	20	20	12	8	2	1	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修		2	4	4		20	10	10	1	1	1	1
		10	5	5		10	5	5	備考			
(ロ)												
									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修		4	4	4		20	10	10	1	1	1	1
		10	5	5		10	5	5	備考			
(ロ)												
									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2	2	3	3	5	5	3	2	1	3	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
(ロ)												
									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（ａ）					105	105	55	50	１～３年目のａの合計 （ｃ）			265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（ｂ）					10	10	5	5	１～３年目のｂの合計 （ｄ）			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間（ａ÷ｂ）					10	10	11	10	１～３年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間（ｃ÷ｄ）			10
「キ									金額（１人１時間当たり平均）			12,000

各項目、いずれかの番号を記載する。

・記載例の「新規採用者訓練」の訓練時間は**４時間**と設定している。
・実施時間は 10人×４時間 で 総計40時間となる。

小数点以下は、切り捨て

・**実人数**を記載する。
・１名が２つ以上の訓練を受講した場合も、計上は１名。

下記の「厚生労働大臣が定める基準」を満たす訓練のみが、計上の対象となる。
【訓練方法の別】 ⇒ **1**計画的なOJT または **2**OFF-JT
【訓練費用負担の別】⇒ **1**無償（実費負担なし）
【賃金支給の別】 ⇒ **1**有給（無給部分なし）

教育訓練の実施に当たって、派遣労働者に支払った賃金額を、時給換算したもの。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第７面）

Ⅱ　6月1日現在の状況報告

・**令和７年６月２日（月）当日に派遣した労働者の実人数**を記載する。
・６月２日当日に派遣していない者（有給休暇取得者を含む）は除く。
・対象者がいる場合、「協定対象労働者」の実人数も記載する。

派遣実績がない場合、余白に**「実績なし」**と記載する。

1　派遣労働者の実人数

①　派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が１年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が１年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
42	25	25	6	6	2	2	9	9

①と、②の合計が一致する。

②　業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

一人の派遣労働者が複数の業務に従事している場合は、**主たる業務の欄**に記入する。

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家，記者，編集者					
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者					
23 音楽家，舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

・**令和７年６月２日（月）当日に派遣した労働者の実人数**を記載する。
・６月２日当日に派遣していない者（有給休暇取得者を含む）は除く。
・対象者がいる場合、「協定対象労働者」の実人数も記載する。

派遣実績がない場合、余白に**「実績なし」**と記載する。

様式第11号（第８面）　（日本産業規格Ａ列４）

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

「99分類不能の職業」に記載した場合は、**余白に具体的な業務内容を記載する。**

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者　計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
3	3	3		

・特定製造業務へ派遣する場合は、事業所ごとに届出が必要。
【特定製造業務】（派遣法附則第４項）
物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等 物を製造する工程における作業に係る業務

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の２第１項第２号(高齢者)	2		2
法第40条の２第１項第３号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の２第１項第３号ロ(日数限定業務)			
法第40条の２第１項第４号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の２第１項第５号(介護休業取得者の代替)			

一人の派遣労働者が複数の種類に該当する場合は、**もっとも主たる理由の欄**に記入する。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第９面）

・**令和７年６月２日（月）当日に派遣した日雇派遣労働者の実人数**を記載する。
・６月２日当日に派遣していない者は除く。
・対象者がいる場合、「協定対象労働者」の実人数も記載する。

派遣実績がない場合、余白に**「実績なし」**と記載する。

⑤　日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者　計		ｉ～ivに該当しない者		ｉ　高齢者		ii　昼間学生		iii　副業として従事する者		iv　主たる生計者でない者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
4		2		2							

⑤の「ｉ～ivに該当しない者」と⑦の合計 は一致する。

⑥　特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数（⑤ｉ～ivの合計の内数）

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

・特定製造業務へ派遣する場合は、事業所ごとに届出が必要。
【特定製造業務】（派遣法附則第４項）
物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等 物を製造する工程における作業に係る業務

⑦　日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
４－１情報処理システム開発	2	
４－２機械設計		
４－３事務用機器操作		
４－４通訳、翻訳、速記		
４－５秘書		
４－６ファイリング		
４－７調査		
４－８財務		
４－９貿易		
４－10デモンストレーション		
４－11添乗		
４－12受付・案内		
４－13研究開発		
４－14事業の実施体制の企画、立案		
４－15書籍等の制作・編集		
４－16広告デザイン		
４－17ＯＡインストラクション		
４－18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
４－19看護業務		

複数の業務に派遣している場合、**６月２日当日にもっとも多く従事した業務の欄**に記載する。

⑧　日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の２第１項第３号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の２第１項第３号ロ（日数限定業務）	
法第40条の２第１項第４号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の２第１項第５号（介護休業取得者の代替業務）	

・６月２日現在、派遣に係る登録者であったものの数を記載する。
・６月２日当日に派遣された者を含む。
・６月２日から見て過去１年以内に派遣されていない登録者は除く。

２　過去１年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

３　雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

・第７面①に記載した、６月２日現在派遣されている派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実人数を記載する。
・６月２日当日に派遣されていなかった者は含まない。

	雇用見込みが１年以上の労働者		雇用見込みが１年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第10面）

提出不要

記載要領

第１面

１　「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

３　６欄及び７欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあっては直近の更新時）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、７欄については、日本標準産業分類に変更があった場合は、最新の分類に基づいて記載すること。６欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者を指すこと。

４　８欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあっては、当該事業の終了の日）を記載すること。

５　10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の３第２項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、12欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。

６　11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、１を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の１を○で囲むこと。

Ⅰ 年度報告

第２面

１　（１）欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者等の実人数を記載すること。

２　（１）欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の２第１項に規定する無期雇用派遣労働者を、④の「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。

３　（１）欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の４第１項に規定する日雇労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。

４　（１）欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であって、既に雇用されている者を含み、過去１年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。

５　（１）欄の「通算雇用期間が１年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が１年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が１年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が１年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に１年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して１年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して１年以上である派遣労働者をいうこと。

６　（２）欄の「労働者派遣事業の売上高」には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。）。）。

７　（３）欄の「請負事業の売上高」には、当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。）。）。

提出不要

8　（４）欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。

9　（５）欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「０」を記載すること。

10　（５）欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、１つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（５）欄の①欄が「０」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。

11　（５）欄の③欄については、報告対象期間（第１面の８欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位５位までの事業主名を記載すること。（５）欄の①欄が「０」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（５）欄の③欄には記載の必要がないこと。

12　（６）欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。

13　（６）欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。

14　（６）欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には５コースまでを、②欄には３コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。

15　（６）欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第１項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第１項各号のうち該当号数に応じた１～８までの数字を、労働安全衛生法第59条第２項の規定に該当する場合は９を、同条第３項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大２つまで記載すること。

16　（６）欄の①欄について、「教育の内容」については、「４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「ＫＹ（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。

17　（６）欄の①欄及び②欄について、「１人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した１人当たりの平均実施時間数を記載すること。

18　（６）欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。

19　（６）欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「１　無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

20　（６）欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

21　（７）欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。

22　（８）欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「３年見込み」、「２年半から３年未満見込み」、「２年から２年半未満見込み」、「１年半から２年未満見込み」及び「１年から１年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とすること。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。

23　（８）欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。

24　（８）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

25　（８）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

26　（８）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「うち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。

27　（８）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号（第12面）

提出不要

（日本産業規格Ａ列４）

第３面から第５面まで

28　（９）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の５に規定する協定対象派遣労働者の１人１日当たりの賃金を記載すること。

29　（９）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。

30　（９）欄の②欄には、報告対象期間（第１面の８欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第４条第１項第１号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第４条第２項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。

31　（９）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、１人１日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに、８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第４条第１号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

32　（９）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、１人１日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第１面の８欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第４条第１号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

33　（10）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

提出不要

34　（11）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。

35　（11）欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。

36　（11）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。

37　（11）欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験･知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で３年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。

38　（11）欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。

39　（11）欄の③欄については、１年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、１年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は１年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「１　フルタイム（１年以上雇用見込み）」、「２　短時間勤務（１年以上雇用見込み）」、「３　１年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に〇印を付けること。

40　（11）欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。

41　（11）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

42　（11）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大２つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
　「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。

43　（11）欄の③欄の「（上段）実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の１年間の合計（受講者数×教育訓練１コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を１年目、２年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、１つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、２年目以降は１年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、２つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
　おって、42の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
　「（下段）受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、１年目と２年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に１人ずつ計上すること）。

44　（11）欄の③欄の「0JT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「0FF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練として0JTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的な0JTを実施しなければならないことに留意すること。

45　（11）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「１無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

46　（11）欄の③欄の「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

47　（11）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「１　計画的な0JT」又は「２　0FF-JT」、「訓練費負担の別」が「１　無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「１　有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって１年以上の雇用見込みのあるものについては、１年で概ね８時間以上とすることとされていること。

48　（11）欄の③欄の「１～３年目のａの合計（ｃ）」及び「１～３年目のｂの合計（ｄ）」については、それぞれ１年目から３年目までの値を合計した数字を記載すること。
　また、「１～３年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間（ｃ÷ｄ）」には、上述の（ｃ）を（ｄ）で除して算出された数字を記載すること。

49　（11）欄の③欄については、上記47を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記47を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。

50　（11）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（１人１時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第14面）

提出不要

記載要領

Ⅱ ６月１日現在の状況報告

第７面から第９面まで

1　１欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる６月１日現在（６月１日が日曜日に当たる場合は６月２日現在とし、土曜日に当たる場合は６月３日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。

2　１欄の①欄、②欄、②の（続）欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の５に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

3　１欄の②欄及び②の（続）欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる６月１日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとすること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。

4　１欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる６月１日現在において労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。

5　１欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第２号から第５号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（１欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

6　１欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第１号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第２号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第３号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第１号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第３号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第２号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。

7　１欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数（１欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。

8　１欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法施行令第４条第１項第１号から第19号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（１欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものすること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第４条第２項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。

9　１欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第３号から第５号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（１欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

10　２欄には、６月１日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去１年以内において派遣されたことがない派遣労働者を除く。）を記載すること。

11　３欄には、報告の対象となる６月１日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、６月１日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。

12　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

労働者派遣事業報告書(11号)よくあるご質問＜ＦＡＱ＞

1	提出方法について教えてください
	下記宛てに郵送又は持参にて提出をお願いします。ご郵送の際は宛名までご記載をお願いします。 **山形労働局職業安定部　需給調整事業室** **〒990-8567** **山形市香澄町３丁目２番１号　山交ビル３階** なお、提出期日等については、別表１「報告書の提出について」をご確認ください。
2	労使協定書(※)の添付について教えてください ※同一労働同一賃金の実現にむけた、不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する労使協定
	①派遣に係る労使協定を締結している事業者 **「労使協定」　２部** **「労使協定で参照する就業規則や賃金規程等の該当部分」　２部** 参照している例：○○手当については、基本給、賞与と分離し、社員就業規則第○条に準じて、法律の定めに従って支給する。 ②派遣実績がないため労使協定を締結していない事業所 労使協定の添付は不要です。 ③派遣先均等・均衡方式を採用している事業所 労使協定の添付は不要です。
3	請負事業 と 構内請負 とはどのようなものですか
	請負事業とは、発注者から発注された仕事を全て完成させる請負(委託)契約のことを指します。 「構内請負」とは、請負契約のうち製造業に分類される事業者であって、発注者事業所構内で自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請負うものを指します。人材派遣ではないため、発注先で業務を行う者には、発注先からの指揮命令は発生しません。
4	いつ時点の労働者の人数を記入したらよいですか（第２面（1）欄　実人数）
	報告対象期間末日（第１面８欄の事業年度の終了の日）に在籍している人数です。 全労働者欄の人数は派遣労働者、正社員、契約社員等の労働者の合計になります。
5	労働安全衛生法第59条の該当番号と教育の内容について教えてください（第２面（6）①欄）
	１･･･機械等の取扱い ２･･･安全装置の取扱い ３･･･作業手順 ４･･･作業開始時点検 ５･･･疾病予防★ ６･･･整理整頓★ ７･･･事故等の応急措置、退避★ ８･･･その他 ９･･･労働安全衛生法第59条２項該当 10･･労働安全衛生法第59条３項該当 ※「★」印の教育は、全ての企業で実施する義務があります。 ※「８」については、対象者がおらず実施していない場合、記入不要です。

労働者派遣事業報告書(11号)よくあるご質問＜ＦＡＱ＞

6	雇用安定措置の記入方法を教えてください（第２面（8）欄）

【計上の留意点】
・一人の労働者に対し複数の措置を講じた場合は、講じたそれぞれの措置に１件ずつ計上します。
・対象者に対して雇用安定措置を講じなかった場合は、必ず「第１号から第４号までのいずれの措置も講じなかった人数」の欄に記載してください。
・左端の「対象派遣労働者数」が、「措置を講じた人数 ＋ 措置を講じなかった人数」より少なくなる場合があります。

【対象者】
同一の組織単位への派遣期間の見込みが、表の各期間に該当する者のうち、派遣期間終了後も継続して派遣就業を希望する者

【対象とならない者】
・期間制限の対象外である派遣労働者（無期雇用・60歳以上・対象外業務）
・現在の派遣終了後に、継続を希望していない者

【期間の考え方】
・報告対象期間末日に派遣されている対象者は、報告対象期間末日現在有効な派遣契約期間の終了日までの期間に計上します。
・報告対象期間中に派遣先が変更された対象者は、変更前の派遣先への通算派遣期間と、派遣先が変更になってから報告対象期間末日現在有効な派遣契約期間終了日までの期間のどちらにも計上します。
・報告対象期間の途中で有期雇用派遣労働者から無期雇用に転換した労働者については、有期雇用契約終了時点での派遣先への通算派遣期間に計上します。
・報告対象期間中に雇用契約が終了した派遣労働者（就業継続を希望したが、最終的に退職となった者）は、雇用契約終了時点での派遣先への通算派遣期間に計上します。

【措置の内容等】
① １号 派遣先への直接雇用の依頼
対象となる派遣労働者が現在就業している派遣先に対して、派遣終了後に、本人に直接雇用の申込みをしてもらうよう依頼したケース。
直接雇用に至らなかった場合、他の措置を講じる必要がある点に注意してください。
② ２号 新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
派遣終了後も就業継続できるよう、新しい派遣先を確保し、派遣労働者に提供したケース。
対象となる派遣労働者を派遣元で無期雇用したうえで、これまでと同一の派遣先に派遣することもこの措置に該当します。
③ ３号 派遣元事業主による無期雇用
対象となる派遣労働者を、派遣元で無期雇用とし、派遣労働者以外として自社で就業させるケース。
④ ４号 その他雇用の安定を図るために必要な措置
有給の教育訓練、紹介予定派遣など
⑤ いずれの措置も講じなかった人数
・対象者ではあるが、希望を聴取しなかった労働者も含まれます。
・同一の派遣先での派遣就業を希望し、同一の派遣先での派遣就業を継続することになった労働者が含まれます。

【派遣元事業主の責務の内容】
A： 同一の組織単位に、継続して３年間派遣される見込みがある派遣労働者
　責務：①～④のいずれかの措置を講じる義務
B： 同一の組織単位に、継続して１年以上３年未満派遣される見込みがある派遣労働者
　責務：①～④のいずれかの措置を講じる努力義務
C: （上記以外の方で）派遣元事業主に雇用された期間が通算１年以上の方
　責務：②～④のいずれかの措置を講じる努力義務
＊１　いずれも、本人が継続して就業することを希望する場合に限られます。
＊２　現在、いわゆる「登録状態」にある方も、この対象者に含まれます。

労働者派遣事業報告書(11号)よくあるご質問＜ＦＡＱ＞

【記載例①】

「期間」は、報告対象期間末日時点（決算日）で有効な派遣契約の終了日で判断する。

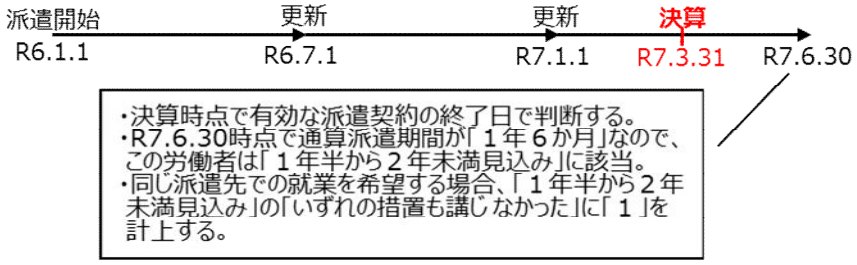

【記載例②】

期の途中で派遣先が変更となった場合、変更時点での通算派遣期間 と 変更後の派遣期間で計上する。

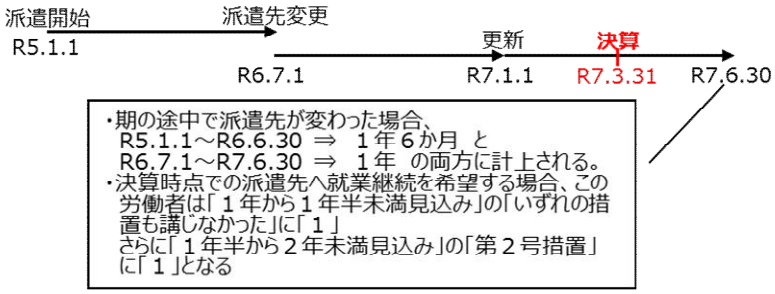

【記載例③】

期の途中で無期雇用に転換し、同じ派遣先へ引き続き派遣されている場合、期間は無期転換時の通算派遣期間となる。

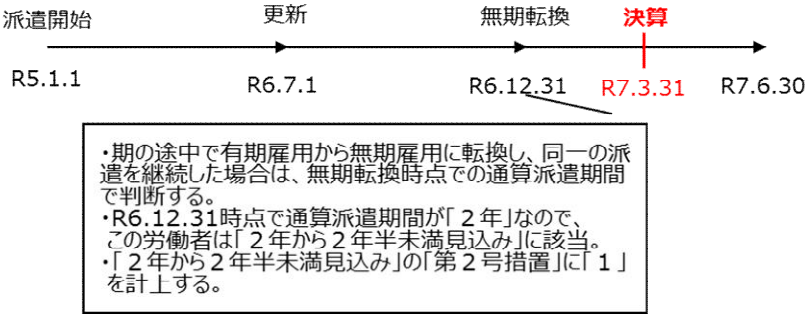

7	キャリアコンサルティングの窓口担当者について教えてください(第６面(9)①)
	キャリアコンサルティングの窓口担当者については、労働者派遣法第30条の2第2項により設置が義務づけられています。 このため、①労働者派遣の実績がない、②派遣労働者からキャリアコンサルティングの希望がない場合であっても、必ず担当者を配置する必要があります。 キャリアコンサルティングの窓口担当者は、キャリアコンサルタントの資格を有していることが望ましいですが、資格がなくても、人事労務の経験等キャリアコンサルティングの知見があれば担当者と定めることができます。 また、キャリアコンサルティング窓口担当者は、派遣元責任者を兼ねても差し支えありません。